

令和3年度マリンスタッフ講習会 配布資料

1 公安委員会への届出

(1) 業種

- ①海水浴場、②プレジャーボート提供業、③マリーナ業、④潜水業、
⑤スノーケリング業

※その他催物開催の届出規定あり

※プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他これらに類するものとして定めるカイトボード、カヌー、カヤック、水上オートバイ、水中翼船、SUP、ペダルボート、ボディボード、モーターボート、ヨット、その他これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具

(2) 届出事項

①海水浴場

ア 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 海水浴場の名称

ウ 海水浴場の区域

エ 海水浴場を公衆の利用に供する期間

オ 海水浴場に設ける施設、設備等の概要

カ 海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要

②プレジャーボート提供業、マリーナ業、潜水業、スノーケリング業

ア 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 事業に係る設備等を設置する場所（事業所）の所在地

ウ 事業を営もうとする期日（一定の期間に限り事業を営もうとする場合は当該期間）

エ 事業形態及び方法

オ 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するために採る措置の概要

(3) 罰則

無届けで営業した、又は届出事項に変更があつたにも関わらず変更届出しない、又はこれら届出で虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処せられる。

2 事故防止等の措置

(1) 海水浴場（※すべて努力義務）

- ① 遊泳区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示する。
- ② 水難事故防止に必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送する等必要な広報を行う。
- ③ 救命浮輪、ロープ、救命ボート等の救命用具を備える。
- ④ 水難事故防止に必要な監視人を置く。
- ⑤ 水難事故発生時に必要な水難救助員を置く。
- ⑥ 水難事故発生時に警察官に通報する。
- ⑦ 水難救助員の知識及び能力の向上を図る。

(2) プレジャーボート提供業（※⑧～⑩は努力義務）

- ① 波が高いなど航行に危険があると認められるときは利用させない。
- ② 飲酒などの影響で正常な利用ができない者に利用させない。
- ③ 水難救助のための水難救助員を置く。
- ④ 直ちに利用できるよう救命浮輪、ロープ、及び救命ボートを備える。
- ⑤ 利用者に、風波・潮流その他安全な航行に必要な情報を提供する。
- ⑥ 利用者に、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供する。
- ⑦ 水難事故発生時に警察官に通報する。
- ⑧ 水難事故防止のため必要な航行上の遵守事項を定め、利用者に遵守させる。
- ⑨ 利用者と事業所との緊急連絡用通信手段を整備する。
- ⑨ 利用者に対し、水難事故等が発生した場合に、直ちに負傷者の救護、水上の危険防止措置等必要な措置を採るとともに、その旨を速やかに警察官に通報するよう指導する。
- ⑩ 水難救助員等の知識及び能力の向上を図る。

(3) 潜水業・スノーケリング業（⑦～⑩は努力義務）

- ① 事業所ごとに、ガイドダイバー（スノーケリングガイド）を置く。
- ② 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがある潜水具（スノーケリング器具）を潜水（スノーケリング）者に利用させないようにするとともに、潜水具（スノーケリング器具）を使用させる場合は、正常に機能するかどうか事前に点検を行う。
- ③ 飲酒などの影響で正常な利用ができない、又は潜水（スノーケリング）技術が未熟で安全な潜水（スノーケリング）ができない者に潜水（スノーケリング）させない。
- ④ 潜水（スノーケリング）者に危険が生ずる場所で潜水（スノーケリング）させない。
- ⑤ 住所及び氏名その他必要事故を記載した潜水（スノーケリング）者名簿及びガイドダイバー（スノーケリングガイド）名簿を備える。
- ⑥ 水難事故発生時に警察官に通報する。
- ⑦ 水難事故防止のため必要な潜水（スノーケリング）上の遵守事項を定め、潜水（スノーケリング）者に遵守させる。
- ⑧ 事業所又は船舶への緊急連絡用通信手段を整備する。
- ⑨ 直ちに利用できるよう救命浮輪及びロープ、又は救命ボート及びロープを備える。
- ⑩ ガイドダイバー（スノーケリングガイド）の知識及び能力の向上を図る。

3 マル優指定制度

海域レジャー提供業者（海水浴場、プレジャーボート提供業、マリーナ業、潜水業、スノーケリング業）について、遊泳者その他の海域等利用者に係る安全対策が水上安全条例施行規則別表4～別表8まで定める基準に適合していると認められる事業者を、公安委員会が1年を超えない範囲で安全対策優良海域レジャー提供業者として指定する制度。

※別表4…海水浴場、別表5…プレジャーボート提供業、別表6…マリーナ業、別表7…潜水業、別表8…スノーケリング業